

# 電子処方箋 来月に解禁

## 電子処方箋の運用イメージ



患者に渡す薬の情報を電子データ化し、スマートフォンの電子版お薬手帳とも連動する電子処方箋の運用が4月、解禁される。患者の了解を得た上で、複数の医療機関と薬局がインターネットのサーバーを通じてデータを共有でき、飲み合わせの確認や服薬指導にも役立つことが期待される。

厚生労働省によると、薬局は電子処方箋に基づき効率的に、薬の効能や服用上の注意などの情報を患者の電子版手帳に送信できるよ

うになる。

現行の紙の処方箋は、医療機関で医師が作成・交付し、患者が調剤薬局に持ち込んで、薬を出してもらう仕組み。電子処方箋では、地域の医師会や自治体が運営するサーバーに、医療機関が患者ごとに処方箋の内容を登録。医療機関の引換証を患者から受け取った薬局が、サーバーから診療や処方箋のデータを取り出して調剤する流れだ。

サーバーは患者が地域の別の病院や薬局で処方された薬の情報や過去の処方歴も蓄積するため、医師や薬剤師は、薬の飲み合わせやアレルギーの有無、後発医薬品への切り替え状況などを瞬時に把握することができる。

個人情報保護に配慮してサーバーへの登録には患者の同意が必要とし、薬局によっては紙の処方箋の利用も続ける。共有サーバーの運営体制が整った地域で4月から導入が始まる見通しだ。